

令和6年度 障害福祉サービス事業所等 の運営上の留意事項について

令和6年度 障害児入所施設に係る説明会（集団指導）

群馬県生活こども部児童福祉課

目次

- 1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における
主な内容について
- 2 届出関係の留意事項について
- 3 児童発達支援管理責任者のみなし配置について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定の改定率：＋1.12%

障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
 - ・職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し等
- (2) 地域移行を推進するための取組の推進
 - ・地域生活支援拠点等において情報連携等を担うコーディネーターの配置 地域移行等意向確認担当者の選任等（施設入所支援）
- (3) 業務継続に向けた対応力の強化及び感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）等
 - ・業務継続計画の策定や障害者虐待防止措置等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
- (4) 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
- (5) 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
 - ・管理者兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化等

障害児支援（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

（１）地域生活に向けた支援の充実

- ①移行支援計画の作成（基準）
- ②移行支援関係機関連携加算【新設】
- ③体験利用支援加算【新設】
- ④日中活動支援加算【見直し・新設】〔※福祉型〕

（２）小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- ①家庭的な養育環境の確保（基準）
- ②小規模グループケア加算【見直し】
- ③主として知的障害児の基本報酬の見直し〔※福祉型〕

（３）支援ニーズの高い児への支援の充実

- ①強度行動障害児特別支援加算【見直し】
- ②集中的支援加算【新設】
- ③要支援児童加算【新設】

（４）家族支援の充実

- ①家族支援加算【新設】…58

（５）その他

- ①支援におけるこどもの最善の利益の保障（基準）
- ②感染症対応力の向上（基準）〔※福祉型〕
- ③障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】〔※福祉型〕
- ④新興感染症等施設療養加算【新設】〔※福祉型〕
- ⑤補足給付の基準費用額の見直し〔※福祉型〕
- ⑥経過的サービス費の廃止〔※福祉型〕

6. 障害児入所施設における支援の充実

- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える
(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価(移行支援関係機関連携加算)
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価(体験利用支援加算)
- 職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

新設《移行支援関係機関連携加算》
250単位/回(月1回まで)

新設《体験利用支援加算》
(Ⅰ)(宿泊) 700単位/日(1回3日・2回まで)
(Ⅱ)(日中活動)500単位/日(1回5日・2回まで)

【現行】《職業指導員加算》
8~296単位/日
※職業指導員を専任で配置

【改定後】《日中活動支援加算》16~322単位/日
※経験を有する職業指導員を専任で配置し、
日中活動に関する計画を作成し支援

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める《運営基準》
- 小規模グループケア加算について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す
- 基本報酬(主として知的障害児に支援を行う場合)について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上~40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理(111人以上の区分を削る)

《小規模グループケア加算》

【現行】240単位/日 サテライト型+308単位/日
※専任の児童指導員等を1以上(サテライト型は2以上)配置

【改定後】規模に応じて186~320単位/日 サテライト型+378単位/日
※サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置

③支援ニーズの高い児への支援の充実

(※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算(Ⅰ)広域的支援人材による支援:1000単位/日(月4回まで)
(Ⅱ)他施設等からの受入れ:500単位/日(いずれも3月以内)も創設)

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》

【現行】781単位/日
加算開始から90日間は+700単位/日

【改定後】(Ⅰ)(児基準20点以上)390単位/日
(Ⅱ)(児基準30点以上)781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

- 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価(要支援児童加算)

新設《要支援児童加算》(Ⅰ)(関係機関と連携した支援) 150単位/回(月1回まで)
(Ⅱ)(心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位/回(月4回まで)

④家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価(家族支援加算)

新設《家族支援加算》(Ⅰ・Ⅱそれぞれ月2回まで)

(Ⅰ) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回
施設等で対面 100単位/回 わらわ 80単位/回
(Ⅱ) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 わらわ 60単位/回

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係) 改定事項の概要 令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課資料抜粋

6. (1) 地域生活に向けた支援の充実

① 移行支援計画の作成(基準)〔福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設〕

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画(移行支援計画)を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)

【新設・一部改正】

(指定障害児入所施設等の一般原則)

- 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(入所支援計画)及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(移行支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効率的に指定入所支援を提供しなければならない。(第3条・見直し)
- 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。(第20条第1項・見直し)
- 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。(第21条の2第1項・新設)
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。(同条第2項・新設)
- 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。(同条第3項・新設)
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。(同条第4項・新設)

※このほか入所支援計画作成の規定を準用

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポ イ ン ト

- 本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行等により、障害児入所施設は原則18歳未満、最長22歳までの利用となり、入所児童について、都道府県・政令市の調整の下、障害児入所施設から成人期の生活へ円滑な移行に向けた取組が進められることを踏まえ、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、同計画に基づき、個々の状況に応じた丁寧・着実な移行支援を進めることとしたもの
- 移行支援計画の作成・見直しの手順や留意点については、入所支援計画の作成と同様。なお、移行支援計画の作成を含めた「移行支援の手引き」(令和3年12月の移行調整の手引きの見直し)を令和6年度早期に発出予定
- 15歳未満の障害児であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、移行支援計画を作成することが望ましい。この場合に、移行支援関係機関連携加算等の算定も可能。また、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合には、入所支援計画に退所に向けた支援の内容を盛り込むことで作成に代えることが可能

義務化された内容について

※基準を確認し、減算にならないよう注意してください。

業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生時に、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算。

○施設・居住系サービス：所定単位数の3%減算

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を 継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの経過措置

「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

義務化された内容について

※基準を確認し、減算にならないよう注意してください。

虐待防止措置未実施減算

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算(所定単位数の1%)。

次の基準を満たしていない場合に、減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

身体拘束廃止未実施減算(見直し)

身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

○施設・居住系サービス: 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算。

次の運営基準を満たさない場合に、減算する。

- ① 身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
その他必要な事項を記録すること
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行うこと。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

義務化された内容について

※基準を確認し、減算にならないよう注意してください。

情報公表未報告減算

※利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対し、減算する。

※都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

○施設・居住系サービス: 所定単位数の10%を減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

《都道府県等による確認》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

安全計画の策定について

○障害児入所施設において安全計画の策定が、
令和 6 年 4 月 1 日より義務化されました。

- ①事業所の安全点検、従業者、事業所外での活動等における安全確保のための指導・研修・訓練等に関する計画を策定し、策定した安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない。
- ②安全計画について従業者に周知し、定期的に安全計画に関する研修・訓練等を行わなければならない。
- ③障害児の安全確保に関して、保護者との連携が図られるよう保護者に対し、安全計画における取り組みの内容について周知しなければならない。
- ④安全計画は定期的に見直し、必要に応じて変更を行わなければならない。

自動車を運行する場合の所在確認について

障害児の移動のために自動車を運行するときは乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。**※令和 5 年 4 月 1 日から義務化**

届出関係の留意事項について

○加算の届出について

届出が必要な加算については、**加算の適用を希望する前月の15日までに**、関係書類を提出してください。

各種様式は群馬県ホームページに記載してあります。

それぞれの加算の固有様式の他に、下記様式は必ず提出してください。

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②(別紙1) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ③(別紙2) 勤務体制及び勤務形態一覧表

○変更届出について

事業所の名称、管理者、運営規定等に変更があった場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。定員を変更する場合は、事前に障害政策課あて連絡をしてください。

○事故報告について (参考:健福第607-4号(平成25年9月13日発))

骨折以上の事故等が発生した場合は、原則として発生直後に電話等で概要を報告してください。事故発生後30日以内に、事故報告書を作成し、県へ報告してください。

○新型コロナウイルス感染症報告について

記載上の注意点

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表

[illegible]

注 1 本表はサービスの種類ごとで作成してください。

注 2 欄は、当該月の曜日に応じて下さい。

注 3 申請する事業に係る従業員全員（管理者含む）について、**4週間分**の勤務予定時間数を記入して下さい。**夜勤、準夜勤については、勤務表による等その旨表示して下さい。**

注 4 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、（別紙1）介护給付費等の算定に係る体制等状況一覧表）に掲げる体制加算等の内容に記載してください。（この際、「別紙1」介护給付費の算定に係る体制等状況一覧表）の記載内容と一致に記入してください。）

注 5 「勤務形態」欄は、直接サービス提供員が有する職務を記入し、「勤務形態」欄は、**①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務**のいずれかを記載するとともに、加算等に該当する職員は加算区分により、それに応じた勤務時間を記載してください。

注 6 算出に当たっては、**小数点以下第2位を切り捨て**てください。

注 7 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注 8 各事業所・施設において使用する勤務表等（変更の届出の場合は変更後の予定勤務表等）により、算出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該事業所の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況（関係する場合）が確認できる書類をもとに添付書類として差し支えありません。

※記入漏れがないようにお願いします
(黄色部分が記載漏れの多い箇所です)。

※各種加算の別紙様式には、注意事項の記載があります。
必ず確認するようにしてください。

令和 年 月 日								
福祉専門職員配置等加算に関する届出書（令和6年4月以降） （療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・ 就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・ 医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）								
事業所・施設の名称								
2 事業区分	1 新規	2 変更	3 終了					
3 出項目	1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） ※有資格者25%以上 2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） ※常勤職員が75%以上又は継続3年以上の常勤職員が30%以上							
4 社会福祉士等の状況	<table border="1"> <tr> <td>① 生活支援員等の総数（常勤）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち社会福祉士等の総数（常勤）</td> <td>人</td> </tr> </table>		① 生活支援員等の総数（常勤）	人	② ①のうち社会福祉士等の総数（常勤）	人	→ ①に占める②の割合が 25%又は35%以上	有・無
① 生活支援員等の総数（常勤）	人							
② ①のうち社会福祉士等の総数（常勤）	人							
5 常勤職員等の状況	<table border="1"> <tr> <td>① 生活支援員等の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち常勤者の数</td> <td>人</td> </tr> </table>		① 生活支援員等の総数（常勤換算）	人	② ①のうち常勤者の数	人	→ ①に占める②の割合が 75%以上	有・無
① 生活支援員等の総数（常勤換算）	人							
② ①のうち常勤者の数	人							
6 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>① 生活支援員等の総数（常勤）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち勤続年数3年以上の者の数</td> <td>人</td> </tr> </table>		① 生活支援員等の総数（常勤）	人	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数	人	→ ①に占める②の割合が 30%以上	有・無
① 生活支援員等の総数（常勤）	人							
② ①のうち勤続年数3年以上の者の数	人							

備考1 「異動処分等」、「雇止め」欄については、該当する番号(○)を付してください。(Ⅰ)、「Ⅱ」いずれか(Ⅲ)の同時該当が可能である。その場合、該当する2つの番号に○を付してください。

備考2 ここいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長官決定第2号)の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

備考3 ここいう生活支援従事者とは、

○職業介助にあっては、生活支援員

○生活介助にあっては、生活支援員又は生活介助支援従事者

○自立訓練(機能訓練)にあっては、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従事者

○自立訓練(生活訓練)にあっては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従事者

○就労移行支援にあっては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員

○就労継続支援A型・B型にあっては、職業指導員、生活支援員又は生活支援員

○自立生活援助にあっては、地域生活支援員

○共生型生活援助にあっては、共生型生活支援員(外部サービス利用型にあっては、世話人)

○児童発達支援にあっては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従事者。

○加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従事者

○医療型児童発達支援にあっては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員、

○加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員

○放課後等デイサービスにあっては、(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従事者。

○加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従事者のことをいう。

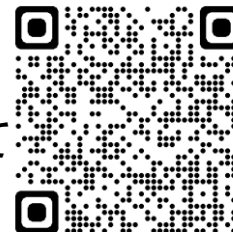
様式については、県ホームページを御確認ください🔍

【URL】 <https://www.pref.gunma.jp/page/638117.html>

[トップページ](#) > [組織からさがす](#) >

健康福祉部 > 障害政策課 >

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について



変更届について

変 更 届 出 書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
事 業 者 (所在地)
(施設の設置者) 氏 名
(名称及び代表者氏名) 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事 業 所 番 号	
名 称	
所 在 地	
支 援 の 種 類	
指定内容を変更した施設	
変更があった事項	変更の内容
1.事業所(施設)の名称	(変更前)
2.事業所(施設)の所在地(設置の場所)	
3.申請者(設置者)の名称	
4.主たる事務所の所在地	
5.代表者の氏名及び住所	
6.登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限り。)	
7.医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること。	
8.事業所(施設)の平面図及び設備	(変更後)
9.事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	
10.事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所	
11.主たる対象者	
12.運営規程	
13.協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
変更年月日	年 月 日

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

3 変更の日から10日以内に届け出てください。

【変更届の添付書類の一例】

○運営規程

⇒新旧対照表や変更前・変更後の両方を添付するなど、変更点がわかるように書類の提出をしてください。

○管理者の変更

⇒経歴書、資格要件を満たす資格証の写し等、要件を満たすことがわかる添付書類を提出してください。

○サービス管理責任者の変更

⇒・経歴書

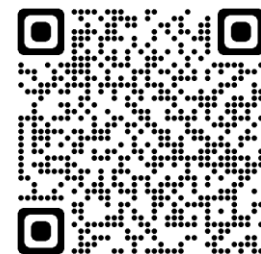
- ・資格証の写し
- ・相談支援従事者初任者研修の修了証の写し
- ・サービス管理責任者研修の修了証の写し(受講した全研修分)を提出してください。

※サービスの種類ごとに書類を提出してください。

様式については、県ホームページを御確認ください🔍

<https://www.pref.gunma.jp/page/2768.html>

トップページ > 組織からさがす > 生活こども部 > 児童福祉課
障害児通所支援事業の申請・届出等について



事故報告について

平成25年9月13日付健福第607-4号
「社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止
について（通知）」より抜粋

(1) 県への報告範囲等

- ア 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故が発生した場合
 - ① 利用者の死亡事故
 - ② 利用者の骨折又は打撲・裂傷等で医療機関への入院・通院を要した場合
打撲・裂傷等の事故について、保育所・放課後児童クラブ・被措置児童入所施設等（障害関係施設除く）にあつては、全治3週間以上のものを対象とする
 - ③ 利用者が病気で死亡した場合であっても、死因等で疑義が生じる恐れがある場合又は家族との間に問題が生じる可能性がある場合
- イ 利用者の失そうや不法行為等が発生した場合
 - ① 利用者の失そう・行方不明（警察へ捜索願を提出した場合等）
 - ② 利用者の不法行為（犯罪行為として警察へ届け出たもの等）
- ウ 職員等の法令違反及び不祥事等が発生した場合
 - ① 利用者からの預かり金横領等、利用者の処遇に影響を及ぼす場合
 - ② 個人情報流出や紛失等
 - ③ 職員等が逮捕された場合等
- エ その他報告が必要と認められる場合
 - ① 感染症・食中毒の発生（1類から4類の感染症で医師が届出た場合及び5類の感染症で施設長等が保健所に報告した場合）
 - ② 火災（消防機関に出動を要請した場合）
 - ③ テレビ・新聞等で報道される可能性がある場合
 - ④ その他の重大な問題が発生した場合

←新型コロナウイルス感染症の発生報告（発症者10名以上の場合）も報告対象となります。

(2) 県への報告の時期及び手続きについて

- ア 事故等発生直後
県へ報告すべき事故等が発生した場合、原則として、発生後直ちに電話又はファクシミリ等により概要を報告すること。
ただし、(1)ア②については、施設長等の判断により、直後の報告を省略することができる。
なお、報告後、必要に応じて、随時経過報告を行うこと。
- イ 事故等発生後30日以内の報告
事故等の発生後30日以内に事故報告書（別添参考様式）を作成し、県へ報告すること。
様式は別途法令・通知等で定められている場合はその様式を用いること。また、（別添参考様式）と同様の内容が記載されている他の様式を用いてもよい。
なお、事故等発生後の対応に30日以上要する場合については、30日以内に中間の事故報告書を提出し、事故等の発生要因及び再発防止策の検討が終了した時点で、事故報告書を再提出すること。
また、(1)イ、ウ及びエについては、（別添参考様式）によらず、事故等の概要や対応等についてまとめた報告書を作成すること

←現在は、FAX提出は受け付けておりません。

電話またはメールで報告をお願いします。

メールの際は、パスワード付きにするなど、個人情報に留意してください。

←郵送またはメールで報告をお願いします。

メールの際は、パスワード付きにするなど、個人情報に留意してください。

(3) 警察への届出

- 事故が発生した場合に適切な対応を行うために、事故対応マニュアルにおいて、警察への届出を行うことについても記載するよう努めること。
なお、警察への届出を行う事故は、概ね以下の場合が想定される。
- ア 職員等による虐待が疑われる場合
- イ 事件性の疑いのあるもの
- ウ 利用者同士の間に生じた重大な事故で医療機関への入院・通院等を要した場合
- エ その他、事故後に利用者等とトラブルになる恐れのある場合等

新型コロナウイルス感染症報告について

別紙

(公印省略)
障第981-10003号
令和6年3月15日

県内の障害者施設等における令和6年4月1日以降の対応について

各障害福祉サービス運営法人 代表者 様

群馬県健康福祉部
障害政策課長 齊藤 猛

障害者施設等における新型コロナウイルス感染症の
令和6年4月以降の対応等について（依頼）

日頃から、新型コロナウイルス感染症の対応に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、厚生労働省から令和6年3月5日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」が送付されましたので、お知らせします。
なお、令和6年4月以降の県内（中核市を除く）障害者施設・事業所における感染報告や支援事業については、別紙のとおりとなりますので、御確認のうえ適切に御対応いただきますようお願いいたします。

項目		対応	令和6年4月1日以降の対応等
関係機関への感染報告	県障害政策課への報告	終了・変更	※県所管の障害者支援施設等 ◆感染者が発生した場合の報告は終了。 ◆集団発生の場合等、保健所に報告が必要とされているケースは、電話での一報とともに、『事故報告書』を提出願います。
	保健所への報告	継続	◆インフルエンザやノロウイルス等と同様に、集団発生(死亡・重篤者2人以上又は10人以上)の場合は引き続き報告。 ◆感染時の対応等、保健所への相談は随時可能
群馬県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金		終了	◆令和5年度にて終了となります。
障害者施設等への応援職員派遣支援事業		終了	◆令和5年度にて終了となります。 ※別途通知を送付予定です。

令和6年4月1日から、対応が変更になっておりますので、御確認をお願いします。

【担当・報告先】
施設利用支援係 027-226-2632
地域生活支援係 027-226-2638
支援調整係 027-226-2636

配信中の新型コロナウイルス感染症対策動画について

①タイトル：「新型コロナウイルス感染症医療施設クラスター予防」

内容：医療施設でのクラスターを予防するための具体的な方法について、前橋赤十字病院の林先生がわかりやすく解説しています。（約12分）

URL: <https://youtu.be/G0hCr-EMT0c>



②タイトル：「高齢者施設等における施設長向け感染対策動画」

内容：高齢者施設でのクラスター対策チーム活動を通してお話ししたいこと。施設でのコロナ陽性者発生を経験して(約65分)

URL: <https://www.youtube.com/watch?v=xB8mqggVWjk>



③タイトル：「障害者施設等における感染対策動画」

内容：障害者施設等でのクラスター体験談

障害者支援施設等における感染症対策について（約65分）

URL: <https://youtu.be/9xg6wF7lbQ4>



(1) サービス管理責任者等のみなし配置について

平成31年度からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）の研修に係る制度が改正されました。制度移行に際し、**平成31年4月1日～令和4年3月31日までにサービス管理責任者等基礎研修を修了した者（実務経験を満たしている場合）**に限り、基礎研修修了後**3年間**は、サービス管理責任者等実践研修修了者としてみなし、従事が可能とされています。

※みなし配置可能期間が過ぎている方を配置している場合、減算の対象となる場合がありますのでご注意ください。

例：サービス管理責任者A 令和3年9月11日にサービス管理責任者等基礎研修修了
（研修修了時に配置に必要な実務経験を既に満たしている）

みなし配置可能な期間…令和3年9月12日～令和6年9月11日

※例の場合、令和6年9月12日から、サービス管理責任者としてみなし配置が不可となります。

※みなしが失効するのは、3年後の年度末ではなく、**基礎研修修了から3年が経過した日です。**

□注意□

みなし期間に実践研修を受講できなかった方

→再度基礎研修を受講いただく必要はありません。直近の実践研修を受講してください。

令和4年度以降に基礎研修を修了した方

→みなしの対象となりません。基礎研修修了後、原則2年以上の実務経験を経ってから実践研修を受講してください。

(2) サービス管理責任者等基礎研修修了者のOJTの取扱いについて

令和5年6月30日付告示改正により、基礎研修修了者の基礎研修後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）の取扱いが変更されました。

- (改正後)
- ・ 基礎研修修了後「2年以上」の期間
 - ・ 一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間

要件

※①～③全てを満たす必要あり。

- ① **基礎研修受講開始時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務（3～8年））を満たしている。
- ② 基礎研修修了後、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（以下、個別支援計画の原案作成等の業務）を実施している。
 - ・ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
 - ・ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
 - ・ サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議に参画する。
 - ・ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。
 - ・ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行う。
- ③ **指定権者に届け出ている。**

□注意□

- ・ 届出様式は令和5年10月19日付通知にて、各法人あて送付しています。
- ・ 個別支援計画の原案作成等の業務に従事を開始する日から10日以内に届け出てください。

※遡及不可

(3) サービス管理責任者等更新研修について

①経過措置の終了について

制度改正の経過措置終了に伴い、更新研修は令和6年度から下記のとおり変更となります。

研修日程

1日程につき、**全2日間**。

受講要件

①**過去5年間に通算2年以上**のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある又は②**現に**サービス管理責任者等として従事している

□注意□

- 令和6年3月31日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者等研修修了者は、更新研修を受講することはできません。実践研修を受講してください。

②更新期間の考え方について

- 初回の更新研修（又は実践研修）が起算点となります。
- 詳細は**次頁**を御確認ください。

！
認識誤りをしてしまうと、気付かないうちに失効してしまう可能性があります！
必ず、御一読ください！

更新期間の考え方について(平成30年度までの研修修了者)

- 平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度までの経過措置**として、サービス管理責任者等として「みなす」ことになっている。
- 更新研修を受講することによって、新カリキュラムの修了者としてみなされる。そのため、**最初に更新研修を修了した年度が更新の起算点**となる。
- 平成30年度までの研修修了者が**初めて更新研修を受ける場合、実務要件は不問**。

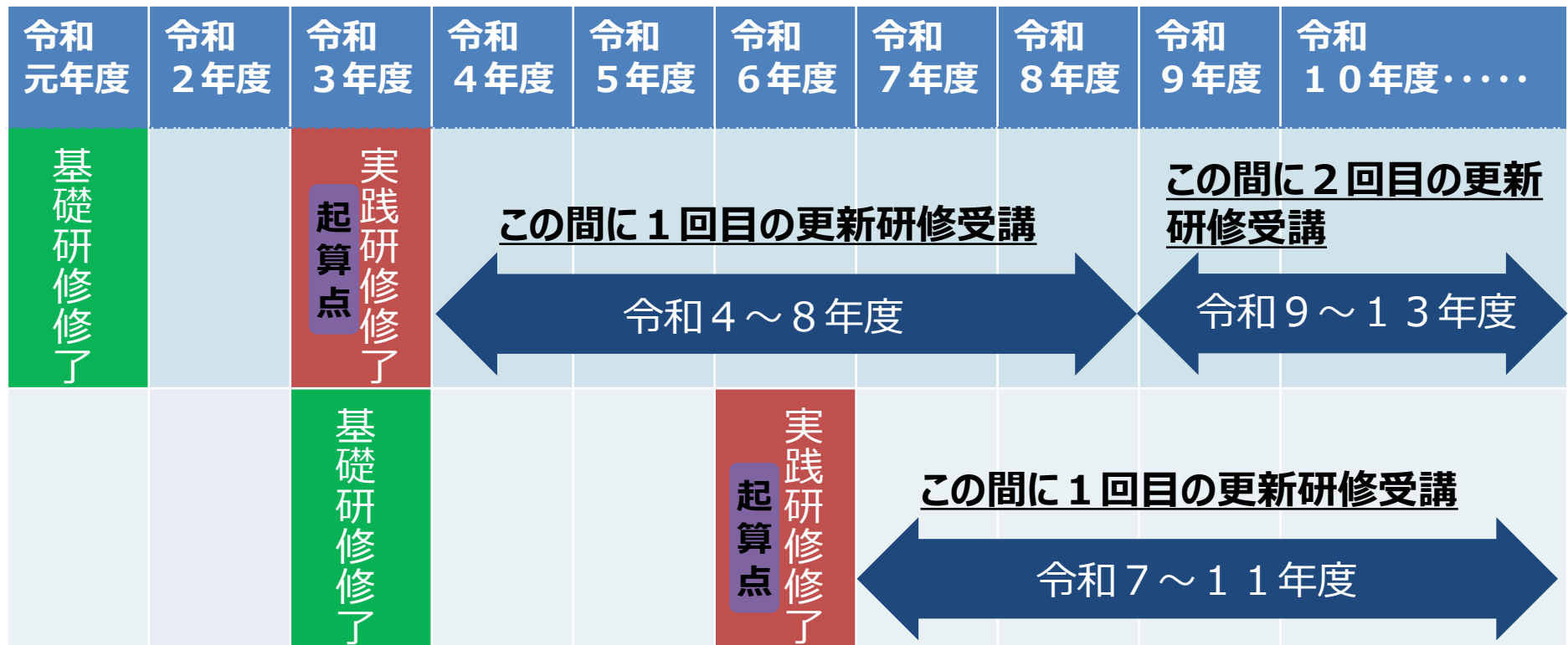
～受講イメージ図～



更新期間の考え方について(実践研修修了者)

- 実践研修修了年度を起算点とし、その翌年度から5年度毎に1回、更新研修を受講することが必要となる。
- 更新研修の受講には、(1)又は(2)の実務要件を満たすことが必要。
 - (1) 現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。
 - (2) 過去5年間のうち2年間以上、サービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。

～受講イメージ図～



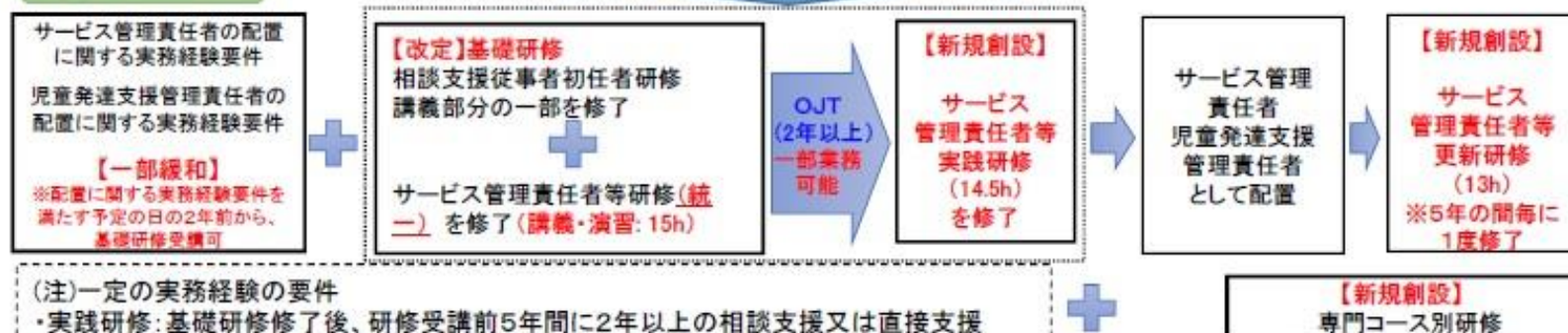
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



新 H31(R1)年度～

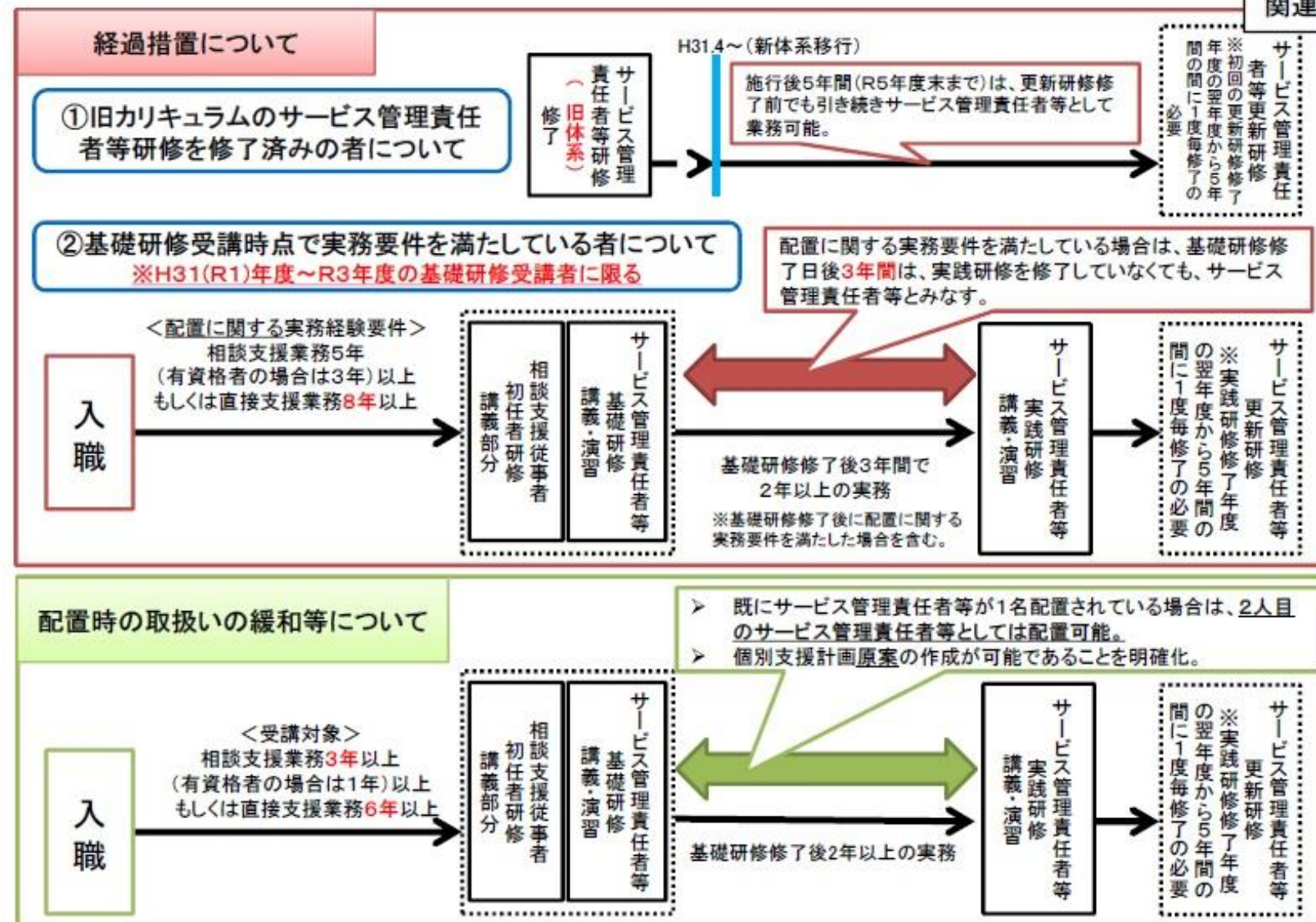


(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

関連資料4



【参考】令和5年10月19日通知

(公 印 省 略)
障第30047-17号
令和5年10月19日

障害福祉サービス等運営法人代表者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 齊藤 猛

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」)
に関する告示の改正に伴う手続きについて

本県の障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和5年6月30日付け事務連絡にて、別添のとおり、こども家庭庁支援局障害児支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から告示の改正について通知がありました。

改正内容のうち、「実践研修の受講に必要な実務経験(〇J T)」について、以下のとおりの取り扱いとなりましたので、お知らせします。

【実践研修の受講に必要な実務経験(〇J T)について】

(1) 改正内容について

改正前

- ・基礎研修修了後「2年以上」の期間

改正後

- ・原則、基礎研修修了後「2年以上」の期間
- ・一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間

要件 ※①～③を全て満たす必要あり

①基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務(3～8年))を満たしている。

②基礎研修修了後、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(以下、個別支援計画の原案作成等の業務)を実施している。

- ・利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
- ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
- ・サービス管理責任者等が関係する個別支援計画の作成に係る会議に参画する。
- ・上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。
- ・定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行う。

※サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも計10回以上行うこと。

③指定権者に届け出ている。

(2) 手続きについて

上記届出について参考様式を定めましたので、実務経験期間の例外的な取り扱いを希望する場合は、各指定権者に届出をご提出ください。

なお、参考様式は「群馬県」「前橋市」「高崎市」で共通様式となっています。

【留意事項】

- ① 届出は、個別支援計画の原案作成等の業務に従事を開始する日から10日以内に届け出てください。
- ② 届出は、2部提出してください(添付書類は1部で可)。
また、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ③ 本通知日以前の取り扱いについては、令和5年11月6日(月)(必着)までに限り、実際に業務を開始した日付まで遡り、提出することを認めます。
- ③ 2人目のサービス管理責任者等として配置する場合であっても、実務経験期間の例外的な取り扱いを希望する場合は、当該届出を提出してください。

事務担当

施設利用支援係 027-226-2632
地域生活支援係 027-226-2638

保育士特定登録取消者管理システムについて

令和4年6月に成立した

「児童福祉法等の一部を改正する法律（第66号）」により、
児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化され、

令和6年4月1日から「保育士特定登録取消者管理システム」の活用が義務化
されました。

保育士を任命又は雇用するときはデータベースの活用が義務づけられています。

【対象施設】

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）
- ・ 放課後等デイサービス 等

※データベースへのアクセスは事前に登録した、対象施設の採用担当者に限られています。新規指定を受けた事業者や、昨年度中に未登録で登録方法が分からない事業者はshougaiji-shien@pref.gunma.lg.jpあてにご連絡ください。

メール件名：保育士特定登録取消者管理システムへの利用者情報登録について

質問・相談フォームの問い合わせについて

障第 30479-10001 号

令和 6 年 2 月 8 日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 齊藤 猛

お問い合わせ方法についての御案内

平素より本県の障害福祉行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、日頃より多数の事業者様からお問い合わせをいただきますが、担当者に電話がつながりにくく、ご迷惑をおかけしているところです。今後、3年に一度の報酬改定等も控え、より円滑にお問い合わせに対応できるよう、障害福祉サービスに関する質問・相談フォームを設置しました。

令和6年2月から5月にかけては、緊急時を除いて質問・相談フォームからお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

より多くのお問合せに円滑に対応するため、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

質問・相談フォームの御案内



【URL】

<https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

24 時間受付中

質問日時や内容によっては、少々お時間をいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。

【担当】

支援調整係・地域生活支援係・施設利用支援係

質問・相談フォームの活用にご協力いただき、ありがとうございます。

通知では、2月から5月と期間を限定しておりますが、引き続き、質問・相談フォームを活用いただきますよう、御協力よろしくお願いします。

障害福祉サービス等質問・相談フォーム

【URL】 <https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

